

指定障害児通所支援事業所等に対する集団指導

④報酬編

平成25年2月19日
岡山衛生会館 三木記念ホール

○サービス提供時の報酬の算定

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援を提供した際の報酬の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)別表の障害児通所給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成24年厚生労働省告示第128号)」を乗じて得た額となる。
- 指定障害児入所支援を提供した際の報酬の額については、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)により同様の計算を行う。
- 具体的には、単位数に10円を乗じて得た額にサービス提供事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、平成24年4月1日時点で、岡山市以外は「その他」となる。(平成27年まで、毎年告示の改正により級地は変更になるが、一単位の単価は変わらない。)

○加算の算定期

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとなる。

※県においては、各事業所（障害児入所施設以外）の加算情報を国保連合会へ報告することとなっており、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の突合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

- 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善が見られない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた給付費等は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処することになる。
- また、改善が見られた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

- 指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ること。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わない ものとする。また、この場合において届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することとなる。

○利用者に対する利用料の過払い分の返還

- 不当利得分を市町村へ返還することとなった指定通所支援事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害児通所支援事業所等において保存しておくこと。

○算定上における端数処理について

■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(例) 指定児童発達支援事業所 (利用定員50人以下で526単位)

- ・ 地方公共団体が設置する施設の場合 所定単位数の965／1000
 $526 \times 965 / 1000 = 507.9 \rightarrow 508$ 単位

- ・ 定員超過利用による減算がかかる場合 所定単位数の70／100
 $508 \times 0.7 = 355.6 \rightarrow 356$ 単位

※ $526 \times 0.965 \times 0.7 = 355.313$ として四捨五入する
のではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に22回提供した場合 (地域区分は1級地)

- ・ 356 単位 $\times 22$ 回 = $7,832$ 単位
- ・ $7,832$ 単位 $\times 10.81$ 円／単位 = $84,663.92$ 円 → $84,663$ 円

電子請求システム

○電子請求システム（支払等システム）について

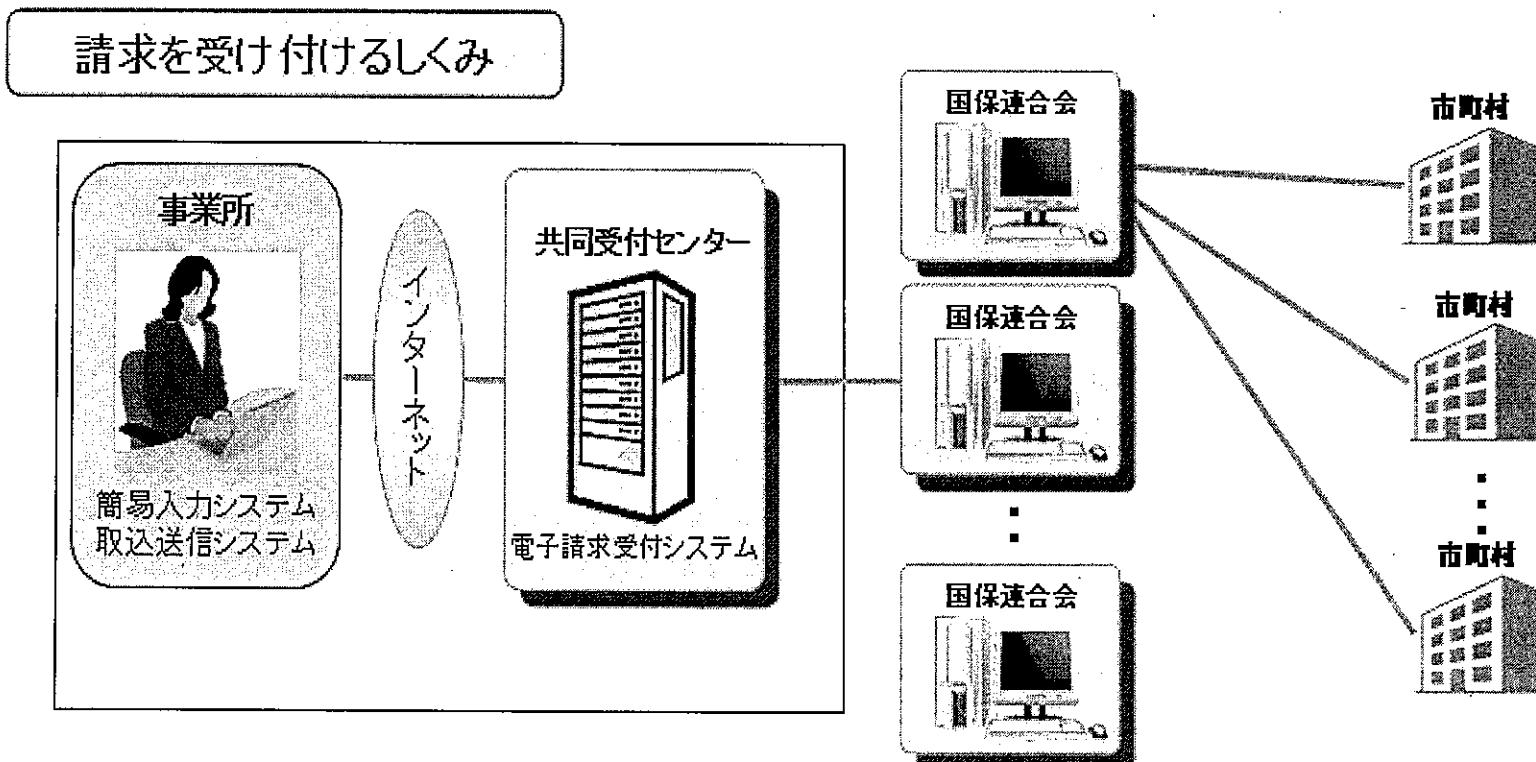
◎インターネット利用による請求

■請求情報の作成および送信は、簡易入力システムを使用する。

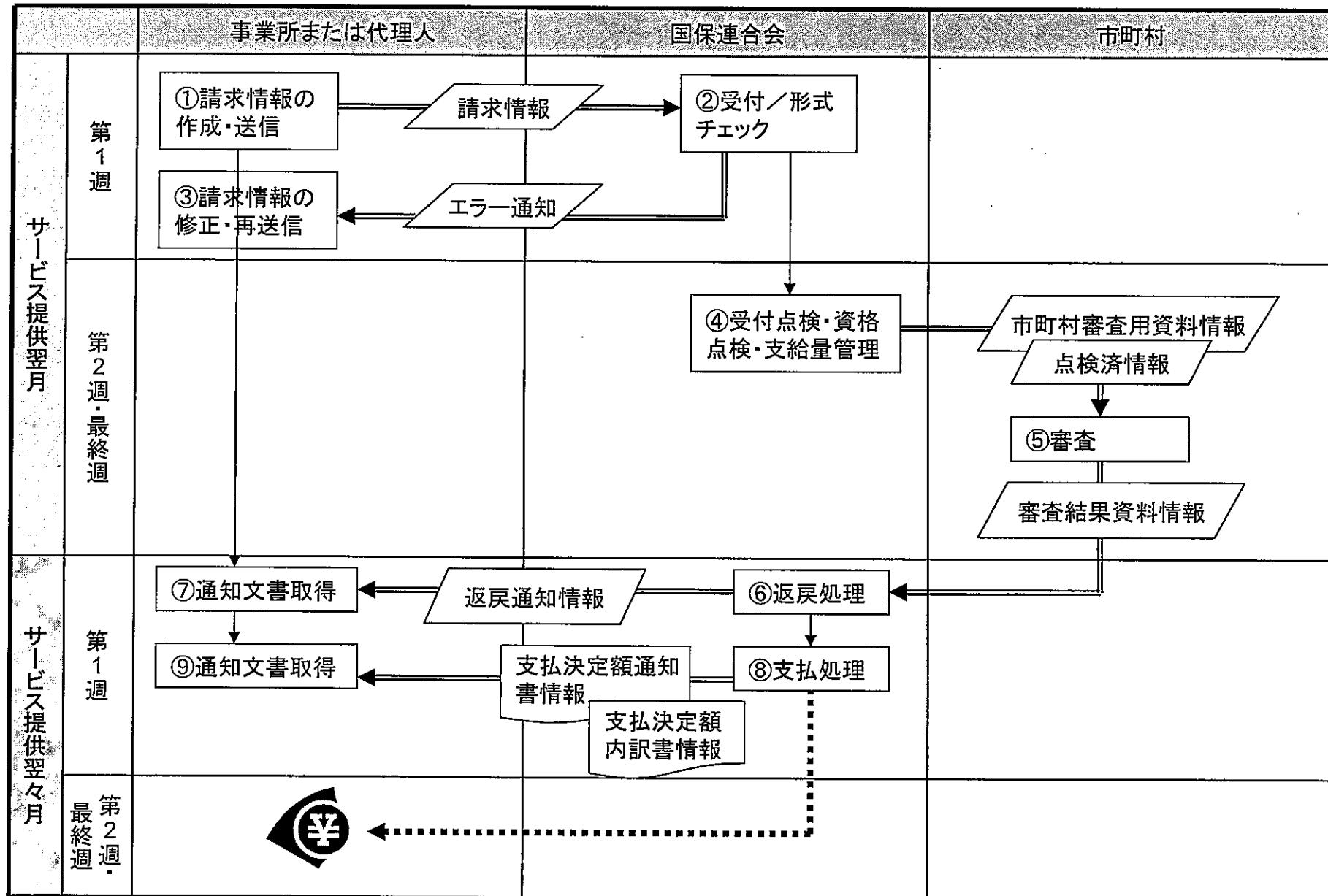
※請求情報の作成は市販の事業所業務管理ソフトウェア（他システム）を使用することもできる。この場合は、他システムで作成した請求情報を取り込み、送信を行う取込送信システムを使用する。

■事業所がインターネットで送信した請求情報は、電子請求受付システムを経由して国保連合会に送信される。

■国保連合会では請求情報を処理し、市町村による審査の後、作成された支払額決定通知書等の通知情報（データ／PDF）をインターネットで事業所宛に送信する。



○介護給付費等の請求の流れ



○請求の流れ①

① 請求情報の作成・送信

事業所等は、支給決定者に対してサービスを行った場合、簡易入力システムに請求情報（「表1 提出する請求情報」参照）を入力し、サービス提供翌月の10日までにインターネットにより国保連合会（電子請求受付システム）に送信する。

（表1 提出する請求情報）

請求情報	該当事業所		
	指定サービス事業所	障害福祉サービス	基準該当事業所
介護給付費・訓練等給付費等請求書情報	○		
介護給付費・訓練等給付費明細書情報	○		
特例介護給付費・特例訓練等給付費請求書情報			○ ※1
特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報			○ ※1
計画相談支援給付費等請求書情報		○	
利用者負担上限額管理結果情報	○	○	○ ※1
サービス提供実績記録票情報	○		○ ※1

※1：市町村が国保連合会に委託している場合

○請求の流れ②

② 受付／形式チェック

提出された請求情報については、電子請求受付システムで形式チェックを行い、内容にエラーがあれば到達確認画面にエラー表示される。

③ 請求情報の修正・再送信

形式チェックでエラーとなった情報の確認、誤りを修正した後、国保連(電子請求受付システム)に再送信する。

④ 受付点検・資格点検・支給量点検

国保連は受付点検等を行い、市町村審査用資料及び点検済情報を作成し市町村へ送付。

⑤ 審査

市町村は審査を行い、審査結果を国保連へ送信。

⑥ 返戻処理

市町村の審査結果資料情報により、返戻が発生した場合、事業所等へ返戻通知情報を送信する。(審査月の月末頃に電子請求受付システムの照会一覧画面より確認可能)

⑦ 通知文書取得

国保連(電子請求受付システム)から返戻通知情報を受信(ダウンロード)する。

⑧ 支払処理

市町村の審査結果資料情報に基づき事業所等へ支払決定額通知書情報等を送信。支払決定通知書に基づき、15日に指定口座へ振り込み。(土日祝日の場合は翌営業日)

⑨ 通知文書取得

国保連(電子請求受付システム)から支払決定額通知書情報等を受信(ダウンロード)する。

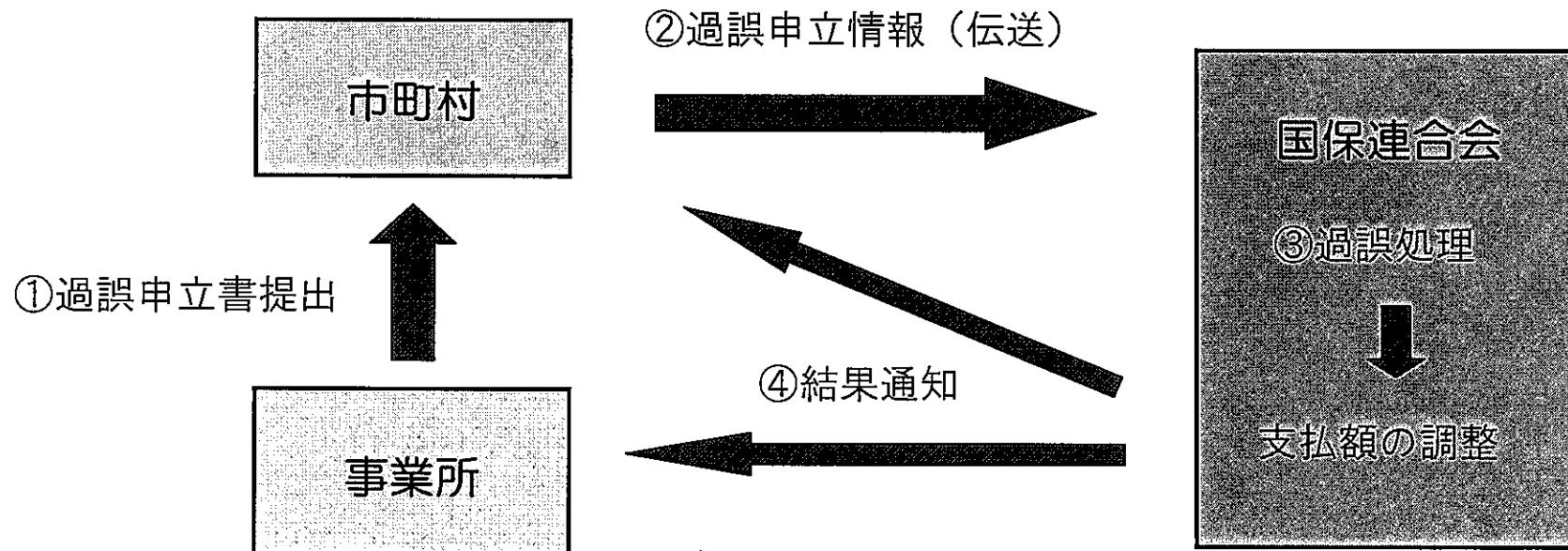
○過誤処理について

- 請求内容の誤りによる返戻であった場合、当該明細書の修正を行い、国保連合会に再請求を行う。(請求明細書の誤りで返戻となり、再請求を行う場合、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票も合わせて再提出する必要がある。)

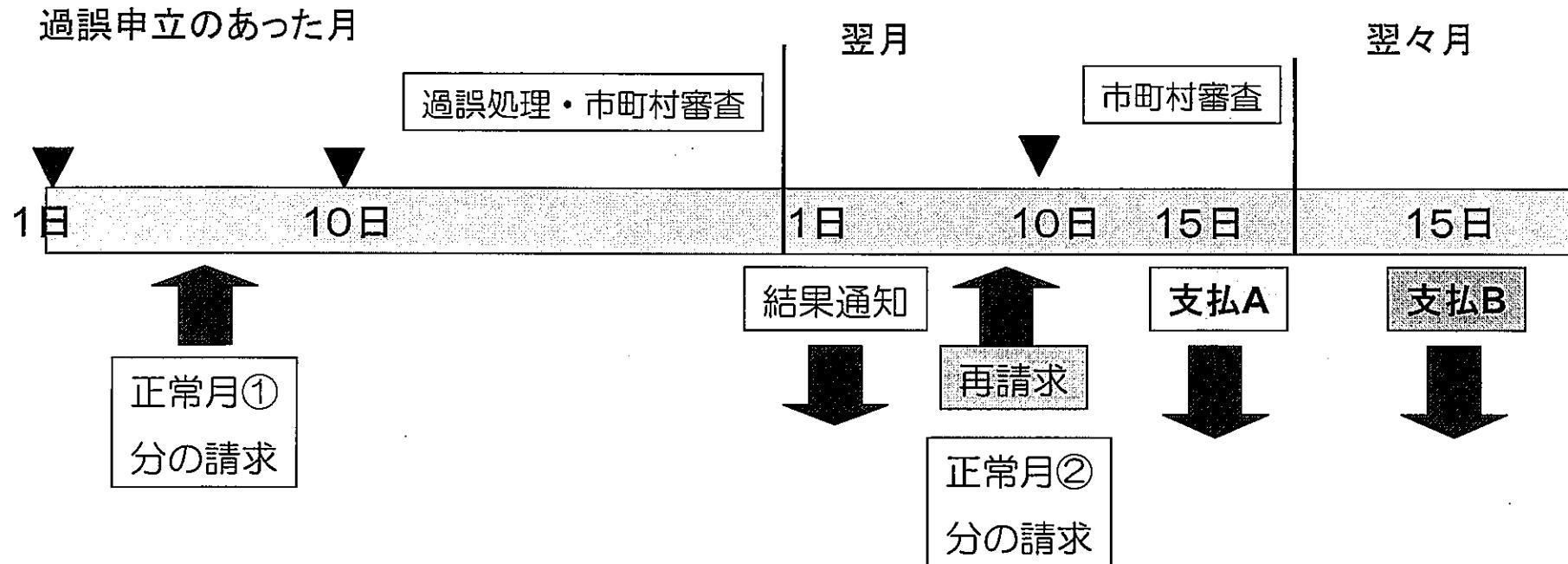
また、市町村から国保連合会に送る台帳の誤りによる返戻の場合、市町村に対し台帳の修正を依頼し、その後、国保連合会に再請求を行う。

- 過誤申し立ての依頼について

事業所等は、請求明細書等の記載誤り等によって、実際のサービス提供実績とは異なる金額の支払いが行われた場合、介護給付費・訓練等給付費の取下げを行う(支払決定済みの請求のみ取り下げ可能)。取り下げを行う場合、市町村にその旨を連絡し、国保連合会に過誤申し立てを行うよう依頼する。



○通常過誤の請求・支払のスケジュール



※支払A……正常月①分の支払から過誤処理分を差引いた金額が支払われる。

※支払B……正常月②分と再請求分を足した金額が支払われる。

このほかに、請求額より過誤額が多い等、市町村の判断により同月過誤（正常月分と再請求分の合計金額から過誤処理分を差引いた金額を支払う。）が行うことが出来ます。

【支払等システムに関する問い合わせ先】

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 障害者自立支援

TEL：086-223-9110

＜受付時間＞

平日 8:30～17:15 (12:00～13:00は除く)

※請求時の「エラー」及び「警告」発生減少のため、適正な算定及び請求手続をお願いします。

報酬関係説明資料

■原則

事前に県への届出が必要な加算の適用については、15日までに県民局が受理した場合は翌月から、16日以降に県民局が受理した場合は翌々月から加算の対象となります。

なお、職員配置による加算等について、職員の退職等により要件を満たさなくなった場合は、加算等が算定されなくなつた事実が発生した日から加算等の算定を行うことができなくなりますので、早急に県民局へご相談ください。

■減算関係

(厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(271号通知)、報酬留意事項通知を参照)

- 定員超過減算(加算算定前の基本単位から30%減算)(人數計算の端数は切り上げ)

対象 保育所等訪問支援・指定医療機関以外

ア 一日あたりの利用者数が次の人数を超える場合

- 1) 定員50人以下・・・定員の150%

イ 過去3か月の一日当たりの平均利用者数が次の人数を超える場合

- 1) 定員11人以下・・・定員+3人
- 2) 定員12人以上・・・定員の125%

- 人員欠如減算(基本単位から30%減算)
対象 児童発達支援(センターを除く)、放課後等デイサービス、基準該当通所支援

ア 直接処遇職員の人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合・・・その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算

イ 直接処遇職員の1割の範囲内での減少・・・その翌々月から人員欠如が解除されるに至った月まで減算

ウ ア・イ以外の職員、及び員数以外の要件・・・イと同じ

- 人員欠如減算2(1日につき△274単位)
児童発達支援センターにおける直接処遇職員の人員配置の特例を受けている場合

- 通所支援計画等作成業務が適切に行われていない場合(基本単位から5%減算)
対象 指定医療機関以外

●開所時間減算（基本単位から20%減算）

運営規程に定められている各単位毎の営業時間（サービス提供時間）が4時間未満の場合

対象 放課後等デイサービスで放課後を行う場合、及び保育所等訪問支援を除く

■加算関係（注意を要するものののみ）

●児童発達支援管理責任者専任加算（指定医療機関を除く） 報酬Q&A102を参照

センターにおいては管理者と兼務の場合は算定不可。

センター以外においては、管理者と兼務の場合算定可能。

障害福祉サービスのサービス管理責任者と兼務の場合、児童福祉法部分については算定可能。

●指導員加配加算（児童発達支援事業、放課後等デイサービス）

単位毎に、必要とされる職員配置に常時1人の追加配置をしている場合に加配可能。

定員10名の事業で、10対3の職員配置をしている場合、指導員加配加算と特別支援加算の両方の算定は不可。10対3.1の職員配置をしている場合、0.1部分については、算定可能。

●特別支援加算（指定医療機関、保育所等訪問支援を除く）

指導員加配加算と異なり、予め特別支援計画を作成の上、特別支援を行った児童に対してのみ算定を行う。また算定した場合は訓練記録を作成すること。一人の児童に対して複数の職員を追加配置して複数の特別支援を行っても、加算は重複しない。

難聴、肢体、重心の報酬を算定する場合、加算されない場合があることに注意。

●送迎加算（児童発達支援事業、放課後等デイサービス）

重心の報酬を算定する場合、及びセンターは算定不可。

居宅（学校）と事業所までの送迎を原則とするが、市町村が必要と認める場合には算定しても構わない。（報酬改定Q&A問109、110参照）
徒歩送迎は算定不可。

●延長支援加算（保育所等訪問支援以外）

営業時間が8時間以上の事業所について、営業時間の前後に延長支援をした場合に適用。

個別支援計画で必要と認めた場合において、事前に届出を行った上で算定可能な加算なので、たまたま保護者の迎えが遅れた等の理由では算定できない。

●食事提供加算（センター、医療型のみ）

平成27年3月末までの間、保護者の所得区分により、食費を軽減するための加算。なお、実費部分を徴収することは差し支えない。
受給者証記載事項だが、児童発達支援事業等はこの加算の適用がないため、市町村の判断により受給者証に記載していない所もあるようなので、必要に応じて確認を。

●医療連携体制加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）

I～IIIは、事業所が医療機関等（同一法人内の他の施設可能）と委託契約を締結し、看護職員の派遣を受け、派遣を受けた看護師が医師の指示を受けた上で、障害児に対する看護、又は認定特定行為従事者に対する喀痰吸引の指導を行った場合に算定。

IVは、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医師の指示により喀痰吸引等を行った場合に算定。

●家庭連携加算、訪問支援特別加算、欠席時対応加算
受給者証に記載してある支給量は、標記加算と利用日数の合計を超えないこと。

	業児童 （重発心達以支外援事）	児童発達支援事	児童発達一般支援	児童発達心援セ	児童発達重支心援セ	児童発達難支聴援セ	児童発達支援	医療型児童発達支援	指定医療機関	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス（重心報酬）	保育所等訪問支援	事前届出	要件・注意事項
【減算】														
定員超過利用減算	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	3か月平均超過の場合は、事後提出書類あり
サービス提供職員欠如減算	○	×	特例配置時	×	×	×	×	○	○	△※	×	○	○	事後体制届等の届出必要。なお放課後等デイサービス（重心）の場合、制度不備あり。
児童発達支援管理責任者欠如減算	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	事後体制届等の届出必要。
児童発達支援計画未作成減算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
開所時間減算	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	×	○	○	放課後等デイサービスで放課後に 行う場合は対象外
【加算】														
児童発達支援管理責任者専任加算	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
人工内耳装用児支援加算	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	
指導員加配加算	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
家庭連携加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
訪問支援特別加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
食事提供加算	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	
利用者負担上限額管理加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福祉専門職員配置等加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栄養士配置加算	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	
欠席時対応加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
特別支援加算	○	△	○	△	△	△	×	○	△	×	○	○	○	難聴、重心で基本報酬で評価され ている場合は算定不可
医療連携体制加算	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	
送迎加算	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	
延長支援加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福祉・介護職員処遇改善(特別)加算	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	要実績報告
[補助]新体系定着支援事業(旧障害児施設)														H24年度末で廃止予定

○児童介護支援給付費

注	注	注	注	注
地元公的施設 休日割合 を算定する場合	内閣府監修 の算定方法 による算定 結果	内閣府監修 の算定方法 による算定 結果	内閣府監修 の算定方法 による算定 結果	内閣府監修 の算定方法 による算定 結果
休日割合 を算定する場合	休日割合 を算定する場合	休日割合 を算定する場合	休日割合 を算定する場合	休日割合 を算定する場合
休日割合 を算定する場合	休日割合 を算定する場合	休日割合 を算定する場合	休日割合 を算定する場合	休日割合 を算定する場合
休日割合 を算定する場合	休日割合 を算定する場合	休日割合 を算定する場合	休日割合 を算定する場合	休日割合 を算定する場合

(1) 定員30人以下 (65歳未満)	(2) 定員31人以上-40人以下 (65歳未満)	(3) 定員41人以上-50人以下 (65歳未満)	(4) 定員51人以上-60人以下 (70歳未満)	(5) 定員61人以上-70人以下 (70歳未満)
(6) 定員71人以上-80人以下 (75歳未満)	(7) 定員81人以上-90人以下 (75歳未満)	(8) 定員91人以上-100人以下 (80歳未満)	(9) 定員101人以上-110人以下 (85歳未満)	(10) 定員111人以上-120人以下 (90歳未満)
(11) 定員121人以上-130人以下 (95歳未満)	(12) 定員131人以上-140人以下 (100歳未満)	(13) 定員141人以上-150人以下 (105歳未満)	(14) 定員151人以上-160人以下 (110歳未満)	(15) 定員161人以上-170人以下 (115歳未満)
(16) 定員171人以上-180人以下 (120歳未満)	(17) 定員181人以上-190人以下 (125歳未満)	(18) 定員191人以上-200人以下 (130歳未満)	(19) 定員201人以上-210人以下 (135歳未満)	(20) 定員211人以上-220人以下 (140歳未満)
(21) 定員221人以上-230人以下 (145歳未満)	(22) 定員231人以上-240人以下 (150歳未満)	(23) 定員241人以上-250人以下 (155歳未満)	(24) 定員251人以上-260人以下 (160歳未満)	(25) 定員261人以上-270人以下 (165歳未満)
(26) 定員271人以上-280人以下 (170歳未満)	(27) 定員281人以上-290人以下 (175歳未満)	(28) 定員291人以上-300人以下 (180歳未満)	(29) 定員301人以上-310人以下 (185歳未満)	(30) 定員311人以上-320人以下 (190歳未満)
(31) 定員321人以上-330人以下 (195歳未満)	(32) 定員331人以上-340人以下 (200歳未満)	(33) 定員341人以上-350人以下 (205歳未満)	(34) 定員351人以上-360人以下 (210歳未満)	(35) 定員361人以上-370人以下 (215歳未満)
(36) 定員371人以上-380人以下 (220歳未満)	(37) 定員381人以上-390人以下 (225歳未満)	(38) 定員391人以上-400人以下 (230歳未満)	(39) 定員401人以上-410人以下 (235歳未満)	(40) 定員411人以上-420人以下 (240歳未満)
(41) 定員421人以上-430人以下 (245歳未満)	(42) 定員431人以上-440人以下 (250歳未満)	(43) 定員441人以上-450人以下 (255歳未満)	(44) 定員451人以上-460人以下 (260歳未満)	(45) 定員461人以上-470人以下 (265歳未満)
(46) 定員471人以上-480人以下 (270歳未満)	(47) 定員481人以上-490人以下 (275歳未満)	(48) 定員491人以上-500人以下 (280歳未満)	(49) 定員501人以上-510人以下 (285歳未満)	(50) 定員511人以上-520人以下 (290歳未満)
(51) 定員521人以上-530人以下 (295歳未満)	(52) 定員531人以上-540人以下 (300歳未満)	(53) 定員541人以上-550人以下 (305歳未満)	(54) 定員551人以上-560人以下 (310歳未満)	(55) 定員561人以上-570人以下 (315歳未満)
(56) 定員571人以上-580人以下 (320歳未満)	(57) 定員581人以上-590人以下 (325歳未満)	(58) 定員591人以上-600人以下 (330歳未満)	(59) 定員601人以上-610人以下 (335歳未満)	(60) 定員611人以上-620人以下 (340歳未満)
(61) 定員621人以上-630人以下 (345歳未満)	(62) 定員631人以上-640人以下 (350歳未満)	(63) 定員641人以上-650人以下 (355歳未満)	(64) 定員651人以上-660人以下 (360歳未満)	(65) 定員661人以上-670人以下 (365歳未満)
(66) 定員671人以上-680人以下 (370歳未満)	(67) 定員681人以上-690人以下 (375歳未満)	(68) 定員691人以上-700人以下 (380歳未満)	(69) 定員701人以上-710人以下 (385歳未満)	(70) 定員711人以上-720人以下 (390歳未満)
(71) 定員721人以上-730人以下 (395歳未満)	(72) 定員731人以上-740人以下 (400歳未満)	(73) 定員741人以上-750人以下 (405歳未満)	(74) 定員751人以上-760人以下 (410歳未満)	(75) 定員761人以上-770人以下 (415歳未満)
(76) 定員771人以上-780人以下 (420歳未満)	(77) 定員781人以上-790人以下 (425歳未満)	(78) 定員791人以上-800人以下 (430歳未満)	(79) 定員801人以上-810人以下 (435歳未満)	(80) 定員811人以上-820人以下 (440歳未満)
(81) 定員821人以上-830人以下 (445歳未満)	(82) 定員831人以上-840人以下 (450歳未満)	(83) 定員841人以上-850人以下 (455歳未満)	(84) 定員851人以上-860人以下 (460歳未満)	(85) 定員861人以上-870人以下 (465歳未満)
(86) 定員871人以上-880人以下 (470歳未満)	(87) 定員881人以上-890人以下 (475歳未満)	(88) 定員891人以上-900人以下 (480歳未満)	(89) 定員901人以上-910人以下 (485歳未満)	(90) 定員911人以上-920人以下 (490歳未満)
(91) 定員921人以上-930人以下 (495歳未満)	(92) 定員931人以上-940人以下 (500歳未満)	(93) 定員941人以上-950人以下 (505歳未満)	(94) 定員951人以上-960人以下 (510歳未満)	(95) 定員961人以上-970人以下 (515歳未満)
(96) 定員971人以上-980人以下 (520歳未満)	(97) 定員981人以上-990人以下 (525歳未満)	(98) 定員991人以上-1000人以下 (530歳未満)	(99) 定員1001人以上-1010人以下 (535歳未満)	(100) 定員1011人以上-1020人以下 (540歳未満)

イ 基本・介護職員待遇改善加算(1) 口 福祉・介護職員待遇改善加算(1) ハ 福祉・介護職員待遇改善加算(1)	(1月につき + 所定期位×10/1000)

注1 所定期位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員待遇改善加算・福祉・介護職員待遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員待遇改善加算と選択することとし、併給不可

○医療型児童発達支援給付費

基本部分		注 賃金公的年金 被扶養者年金 扶養親類年金 扶養配偶年金 扶養未成年子女年金 扶養配偶の扶養親類年金 扶養配偶の扶養未成年子女年金	注 賃 金	注 賃 金	注 賃 金
福利厚生費支給率	イ 福利不自由度の場合は 口 賃金心身障害割合の場合	(329単位) (440単位)	X 665/1000	X 70/100	X 85/100
小児医療機関で 行なった場合	イ 福利不自由度の場合は 口 賃金心身障害割合の場合	(329単位) (440単位)			
医療扶助加算	イ 1時間未満 口 1時間以上	(1回につき 167単位を計算) (1回につき 250単位を計算)			
扶助料2回支拂用	イ 1時間未満 口 1時間以上	(1回につき 187単位を計算) (1回につき 280単位を計算)			
食事扶助加算	イ 食事提供状況(1) 口 食事提供状況(2)	(1回につき 40単位を計算) (1回につき 50単位を計算)			
利用金負担上級賃金加算(1)(2)(3)		(1回につき 150単位を計算)			
福利厚生費記載割増	イ 福利厚生費記載割増等加算(1) (1日につき 25単位を計算) 口 福利厚生費記載割増等加算(2) (1日につき 50単位を計算)				
介護手当割増	イ 1時間未満 口 1時間以上と同様未満 ハ 2時間以上	(1日につき 50単位を計算) (1日につき 122単位を計算)			
イ 福祉「介護職員処遇改善加算(1) 口 福祉「介護職員処遇改善加算(2) ハ 福祉「介護職員処遇改善加算(3)	(1月につき +所定単位×1/100)				
福祉「介護職員処遇改善特別加算					
(1月につき +所定単位×1/100)					

○保育所等訪問支援給付費

保育所等訪問支援給付費	$\times 65 / 100$	× 65 / 100
-------------	-------------------	------------

利用者負担上賃額管理加算(月1回を限度)
(1回につき150単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善特別加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 12 / 1000)
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + の80 / 100)
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + の80 / 100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定し土単位数の合計。
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することと併給不可。

通常支拂料額が発 生されない場合	注 一人の訪問医療 者が複数の被保 児に支拂った場合
× 65 / 100	× 65 / 100

基本部分

利用者負担上賃額管理加算(月1回を限度)
(1回につき150単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善特別加算(Ⅰ)	(1月につき + 所定単位 × 12 / 1000)
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき + の80 / 100)
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき + の80 / 100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定し土単位数の合計。
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することと併給不可。

○福祉型障害児入所施設給付費

1.人件費(賃金)	115,900円	115,900円
2.福利厚生費	2,700円	2,700円
3.人件費合計	118,600円	118,600円
4.人件費(賃金)	117,300円	117,300円

※人件費は、基本賃料及び手当(賃料手当、勤務時間手当等)、扶養手当、勤務地手当等を算入した額の合計。

1.人件費(賃金)	115,900円	115,900円
2.福利厚生費	2,700円	2,700円
3.人件費合計	118,600円	118,600円
4.人件費(賃金)	117,300円	117,300円

※人件費は、基本賃料及び手当(賃料手当、勤務時間手当等)、扶養手当、勤務地手当等を算入した額の合計。

1.人件費(賃金)	115,900円	115,900円
2.福利厚生費	2,700円	2,700円
3.人件費合計	118,600円	118,600円
4.人件費(賃金)	117,300円	117,300円

※人件費は、基本賃料及び手当(賃料手当、勤務時間手当等)、扶養手当、勤務地手当等を算入した額の合計。

1.人件費(賃金)	115,900円	115,900円
2.福利厚生費	2,700円	2,700円
3.人件費合計	118,600円	118,600円
4.人件費(賃金)	117,300円	117,300円

※人件費は、基本賃料及び手当(賃料手当、勤務時間手当等)、扶養手当、勤務地手当等を算入した額の合計。

1.人件費(賃金)	115,900円	115,900円
2.福利厚生費	2,700円	2,700円
3.人件費合計	118,600円	118,600円
4.人件費(賃金)	117,300円	117,300円

※人件費は、基本賃料及び手当(賃料手当、勤務時間手当等)、扶養手当、勤務地手当等を算入した額の合計。

○医療型障害児入所施設給付費

注 地方公・共團 体が設置する 施設の運営を 委託する場合 の場合は、 (1)に該当)	注 入所支援料 が算定され ない場合 の場合は、 (2)に該当)	注 運営委託す る施設の運営 を委託する場合 の場合は、 (3)に該当)	注 運営委託す る施設の運営 を委託する場合 の場合は、 (4)に該当)
医療型障害児 入所施設で 行う場合	基本部分	基本部分	基本部分
イ 直接立院の合 計	(18単位)	(18単位)	(18単位)
口 訪床不自由の場合	(46単位)	(46単位)	(46単位)
ハ 直達心臓蘇生の場合	(65単位)	(65単位)	(65単位)
特定医療費 算で行う場合	イ 脱衣不自由の場合	(22単位)	(22単位)
	口 直達心臓蘇生の場合	(867単位)	(867単位)
福祉専門職記録等加算	イ 福祉専門職記録等加算(1) (1月につき100日を限度として、1日に2回、30分毎に1回を加算) 口 福祉専門職記録等加算(1) (1月につき100日を限度として、1日に2回、45分毎に1回を加算)	1日につき 100単位 ×165/1000 =165/100	1日につき 100単位 ×170/100 =170/100
他医務行為	イ 入所中1回、退所後1回を限度として、50回位を加算	1日につき 50回位 ×185/100 =185/100	1日につき 50回位 ×188/100 =188/100
小規模グループケア加算	(1月につき 240回位を加算)	1日につき 240回位 ×224/100 =224/100	1日につき 240回位 ×224/100 =224/100
イ 福祉・介護職員処遇改善特別加算(1) (1月につき +所定単位×1/1000)	ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算(1) (1月につき +所定単位×1/1000)	1日につき 100単位 ×198/100 =198/100	1日につき 100単位 ×198/100 =198/100
福祉・介護職員処遇改善特別加算(II) (1月につき +イの100/100)	口 福祉・介護職員処遇改善特別加算(II) (1月につき +イの100/100)	1日につき 100単位 ×198/100 =198/100	1日につき 100単位 ×198/100 =198/100
ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算(III) (1月につき イの10/100)			
注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計			
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可			
注3 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計			
注4 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可			

岡山県知事

殿

届出者

主たる事務所の所在地
名称

年 月 日

代表者の氏名

㊞

このことについて、児童福祉法に基づく指定障害児支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省令第557号)に基づき、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

フ リ ガ ナ 名 称	郵便番号 —)		
主たる事務所の所在地	都道府県 都・市・区		
届出者(法人の設置者)	連絡 先電話番号	FAX番号	法人所轄庁
法定代表人の種別			フ リ ガ ナ 氏 名
代表者の職・氏名	職 名	(郵便番号 —)	氏 名
代表者の住所	都道府県 郡・市・区		
フ リ ガ ナ 事業所の名称	(郵便番号 —)		
事業所の所在地	岡山県 郡・市・区		
事業所の状況 事業運営	先電話番号	FAX番号	フ リ ガ ナ 氏 名
管理者の職・氏名	職 名	(郵便番号 —)	
管理 者 の 住 所	都道府県 郡・市・区		
支 援 の 種 類	指 定 年 月 日	届 出 の 区 分	届出に係る異動の年月日
	1 新規 3 終了	2 變更	
	変更前		変更後
関係書類	別紙のとおり		
特記事項			

備考 1 「法人の種別」欄には、届出者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記載してください。

2 「法人所轄庁」欄には、届出者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

3 「届出の区分」欄には、今回届出を行う施設について該当する数字を〇で囲んでください。

4 「変更項目」欄には、別紙「指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等の状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

5 「特記事項」欄には、変更の状況について具体的に記載してください。

受付印
(県民局)

機械第3刷印紙—1

提供サービス	定員規模	その他該当する体制等		適用開始日
		地域区分	1 岡山市以外 2 岡山市	
各サービス共通				年 月 日
		施設運別	1 児童引連支援センター 2 センター以外	年 月 日
		主たる障害鑑別	1 重症心身障害 2 重症心身障害以外	年 月 日
		定員超過	1 なし 2 あり	年 月 日
		職員欠如	1 なし 2 あり	年 月 日
		児童発達支援管理責任者専任体制	1 なし 2 あり	年 月 日
		指導員加配体制	1 なし 2 あり	年 月 日
		福祉専門職員配置等	1 なし 2 あり (I型) 3 あり (II型)	年 月 日
		栄養士配置体制	1 なし 2 その他栄養士 3 常勤栄養士 4 常勤管理栄養士	年 月 日
児童発達支援		特別支援体制	1 なし 2 あり	年 月 日
		延長支援体制	1 なし 2 あり	年 月 日
		新体系定着支援事業対象	1 なし 2 あり	年 月 日
		福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1 なし 2 あり	年 月 日
		福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1 なし 2 あり	年 月 日
医療型		キャリアバス区分	1 (キャリアバス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 2 (キャリアバス要件を満たさない) 3 (キャリアバス要件を満たさない) 4 (定量的要件を満たさない)	年 月 日
児童発達支援		施設運別	1 医療型児童発達支援センター 2 指定医療機関	年 月 日
		主たる障害鑑別	1 重症心身障害 2 重症心身障害以外	年 月 日
		定員超過	1 なし 2 あり	年 月 日
		児童発達支援管理責任者専任体制	1 なし 2 あり	年 月 日
		福祉専門職員配置等	1 なし 2 あり (I型) 3 あり (II型)	年 月 日
		特別支援体制	1 なし 2 あり	年 月 日
		延長支援体制	1 なし 2 あり	年 月 日
		新体系定着支援事業対象	1 なし 2 あり	年 月 日
		福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1 なし 2 あり	年 月 日
		福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1 なし 2 あり	年 月 日
		キャリアバス区分	1 (キャリアバス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 2 (キャリアバス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 3 (キャリアバス要件を満たさない) 4 (定量的要件を満たさない)	年 月 日
放課後等デイサービス		主たる障害鑑別	1 重症心身障害 2 重症心身障害以外	年 月 日
		定員超過	1 なし 2 あり	年 月 日
		職員欠如	1 なし 2 あり	年 月 日
		児童発達支援管理責任者専任体制	1 なし 2 あり	年 月 日
		指導員加配体制	1 なし 2 あり	年 月 日
		福祉専門職員配置等	1 なし 2 あり (I型) 3 あり (II型)	年 月 日
		特別支援体制	1 なし 2 あり	年 月 日
		延長支援体制	1 なし 2 あり	年 月 日
		新体系定着支援事業対象	1 なし 2 あり	年 月 日
		福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1 なし 2 あり	年 月 日
		キャリアバス区分	1 (キャリアバス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 2 (キャリアバス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 3 (キャリアバス要件を満たさない) 4 (定量的要件を満たさない)	年 月 日
保育所等訪問支援		児童発達支援管理責任者専任体制	1 なし 2 あり	年 月 日
		新体系定着支援事業対象	1 なし 2 あり	年 月 日
		福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1 なし 2 あり	年 月 日
		福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1 なし 2 あり (キャリアバス要件及び定量的要件のいずれも満たさない) 2 (キャリアバス要件を満たさない)	年 月 日
		キャリアバス区分	1 なし 2 あり (キャリアバス要件及び定量的要件を満たさない) 3 なし 2 あり (キャリアバス要件を満たさない) 4 なし 2 あり (定量的要件を満たさない)	年 月 日
合計定員				年 月 日

注 1 「定期発送」欄に記入すること。
注 2 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧を添付すること。
注 3 福祉専門職員配置等、栄養士配置体制が「あり」の場合には、特別支援体制、新体系定着支援事業対象、福祉・介護職員処遇改善特別加算対象欄が「あり」の場合には、それぞれ別に定める様式を添付すること。
注 4 「定期発送」欄は、従業員登録手続欄に入ること。
注 5 「キャラアバス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2 あり」で設定されていた場合に設定する。